

R2年度実地指導(監査)の実施状況

【R2年度実地指導(監査)実績】

実地指導(監査)実施数								
計	介護事業所							
	福祉用具貸与	訪問介護	通所介護	施設	短期入所	軽費老人ホーム	居宅介護	指定地域密着
21	1	4	4	2	2	2	5	1
文書指摘	1	4	4	2	2	2	5	1
口頭指摘	1	4	2	2	2	1	5	1
返還・過誤	0	0	1	1	0	0	1	0

○全サービス共通の指摘事項等

・運営に関する基準

【主な指摘事項】

サービス提供開始前に、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用者や家族等の同意を得ること。

定期的にモニタリングを実施しているが、評価日(実施日)、評価者が記録されていないので、記録に残すこと。

勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明らかにした勤務表を作成すること。(参考①参照)

(参考①)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

No	(7) 職種	(8) 勤務形態	(9) 資格	(10)氏名	(11)勤務時間数							(12)1~ 4週目の 勤務時間 数合計	(13) 週平均勤 務時間数	(14)兼務状況 (兼務先及び兼務する 職務の内容)
					1週目(2~5週目も記載要)									
					1	2	3	4	5	6	7			
								水	木	金	土	日	月	火
1	管理者	常勤専従	—	三木 太郎	8	8	休	8	8	休	8	160	40	
2	生活相談員	常勤専従	社会福祉士	〇〇 A太	休	8	8	8	8	8	休	160	40	
3	生活相談員	常勤兼務	社会福祉主事任用資格	〇〇 B子	8	休	休	休	休	休	8	64	16	介護職員
4	看護職員	常勤兼務	看護師	〇〇 C男	4	休	4	4	休	4	休	64	16	機能訓練指導員、介護職員
5	看護職員	非常勤兼務	准看護師	〇〇 D美	休	4	休	休	4	休	4	48	12	機能訓練指導員
6	介護職員	常勤兼務	—	〇〇 B子	休	8	8	休	休	8	休	96	24	生活相談員
7	介護職員	常勤兼務	—	〇〇 C男	休	休	休	休	休	休	8	32	8	看護職員、機能訓練指導員
8	介護職員	常勤専従	介護福祉士	〇〇 E次	8	休	8	8	8	休	8	160	40	
9	介護職員	常勤専従	—	〇〇 F子	8	8	休	8	8	8	休	160	40	
10	機能訓練指導員	常勤兼務	看護師	〇〇 C男	4	休	4	4	休	4	休	64	16	看護職員、介護職員
11	機能訓練指導員	非常勤兼務	看護師	〇〇 D美	休	4	休	休	4	休	4	48	12	看護職員

【主な指摘事項】

運営規程の変更届が提出されていなかったもので、速やかに提出すること。

個別計画の作成及び変更にあたっては、アセスメントを実施したうえで計画を作成すること。

職員の資質の向上のため、研修の機会を確保すること。

個別計画を作成する場合は、ケアプランに基づいた計画を作成すること。また、介護支援専門員からの個別計画の提出が遅れている場合は、提出を求めること。

【主な指摘事項】

事故報告すべき事項について、市町村に報告すること。

重要事項説明書及び利用契約書等については、記録の保存年限を5年とすること。

事故発生時の対応及び苦情処理の対応体制等についても事業所に掲示すること。

自然災害等に関する非常災害対策計画が策定されていない。

○居宅介護支援事業所の指摘事項等

・運営に関する基準

【主な指摘事項】

居宅サービス事業所が作成する個別サービス計画を受領していないケースがあった。居宅サービス計画(ケアプラン)と個別サービス計画の整合性について確認すること。

アセスメントについては、いつ、どこで実施したか記載すること。やむを得ず利用者の居宅で実施できない場合も、理由等を記載すること。

【主な指摘事項】

ケアプランの作成及び変更に当たって、アセスメントが実施されていない。

居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置づける場合、当該計画に必要な理由を記載すること。

生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合は、その算定理由をケアプランに記載すること。

○小規模多機能型・認知症対応型共同生活介護の指摘事項等

・運営に関する基準

【主な指摘事項】

身体拘束等の適正化・感染症対策の職員研修について、指針に則して実施すること。また、指針の整備をすること。

夜間を想定した避難訓練について、実施した記録を作成、保存すること。

○全サービス共通の指摘事項等

・介護報酬の算定及び取扱い

【主な指摘事項】

介護職員処遇改善の実績について、賃金改善所要額が加算総額を上回っていない。過去5年間の当該加算について自主点検を行い、各保険者と協議のうえ、必要に応じて報酬を返還すること。(介護職員処遇改善加算)

職員の割合について、介護職員と他の職種を兼務する者は、実際に介護職員として従事した勤務時間を常勤換算して計算すること。(サービス提供体制強化加算)(参考②参照)

(参考②)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

No	(7) 職種	(8) 勤務形態	(9) 資格	(10)氏 名	(11)勤務時間数							(12) 1~4 週目の勤務 時間数 合計	(13) 週平均勤 務時間数	(14) 兼務状況 (兼務先及び兼務する 職務の内容)
					1週目 (2~5週目も記載要)									
					1	2	3	4	5	6	7			
					水	木	金	土	日	月	火			
1	管理者	常勤専従	—	三木 太郎	8	休	休	休	休	休	8	64	16	生活相談員
2	生活相談員	常勤専従	社会福祉士	三木 太郎	休	8	8	8	休	8	休	96	24	管理者
3	生活相談員	常勤兼務	社会福祉主事任用資格	〇〇 B子	8	休	休	休	休	休	8	64	16	介護職員
4	介護職員	常勤兼務	—	〇〇 B子	休	8	8	休	休	8	休	96	24	生活相談員
5	介護職員	常勤兼務	—	〇〇 C男	休	休	休	休	休	休	8	32	8	看護職員、機能訓練指導員
6	介護職員	常勤専従	介護福祉士	〇〇 E次	8	休	8	8	8	休	8	160	40	
7	介護職員	常勤専従	—	〇〇 F子	8	8	休	8	8	8	休	160	40	
8	看護職員	常勤兼務	看護師	〇〇 C男	4	休	4	4	休	4	休	64	16	機能訓練指導員、介護職員
9	看護職員	非常勤兼務	看護師	〇〇 D美	休	4	休	休	4	休	4	48	12	機能訓練指導員
10	機能訓練指導員	常勤兼務	看護師	〇〇 C男	4	休	4	4	休	4	休	64	16	看護職員、介護職員
11	機能訓練指導員	非常勤兼務	看護師	〇〇 D美	休	4	休	休	4	休	4	48	12	看護職員

○居宅介護支援事業所の指摘事項等

・介護報酬の算定及び取扱い

【主な指摘事項】

留意事項等の伝達会議の議題は、定められた事項があるので、議事に含め記録に残すこと。(特定事業所加算)

医療機関へ直接出向いた場合、情報提供した内容を居宅サービス計画等に記録すること。(入院時情報連携加算)

福祉用具貸与期間が一月に満たない場合は、半月単位の計算方法を行っても差し支えないが、原則、日割り計算を行うこと。

○小規模多機能型・認知症対応型共同生活介護の指摘事項等

・介護報酬の算定及び取扱い

【主な指摘事項】

個別機能訓練計画の短期目標と長期目標は、それぞれの期間にあった具体的な目標を設定し、評価については、目標に対する進捗状況等を明示すること。(生活機能向上連携加算)

3カ月に1回の居宅訪問について、利用者の居宅での生活状況を確認し、その内容について記録すること。(個別機能訓練加算)

【主な指摘事項】

口腔ケア・マネジメントに係る計画について、長期間見直しが行われていない。(口腔衛生管理体制加算)

職員研修を定期的に行っていない。看取りに関する研修を定期的に実施し記録に残すこと。(看取り介護加算)

重度化した場合の対応に係る指針及び同意書の見直しを行うこと。(医療連携体制加算)